

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿
市町村（特別区を含む。）
民生主管部（局）長
国民年金主管課（部）長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

年金生活者支援給付金事務取扱等に関するQ&Aの改訂について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）の事務取扱については、「年金生活者支援給付金事務処理概要」の一部改正について」（令和 7 年 3 月 28 日付け年管管発 0328 第 3 号厚生労働省年金局事業管理課長通知）により、地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長、市町村民生主管部（局）長、国民年金主管課（部）長宛て通知したところです。

今般、令和 7 年度の給付基準額改定等を反映し、別添のとおり「年金生活者支援給付金事務取扱等に関するQ&A」を改訂しましたので、内容について御了知いただくようお願いいたします。

厚生労働省年金局事業管理課
中山、鈴木

代表：03-5253-1111
(内線3680)

FAX：03-3595-2708

年金生活者支援給付金 事務取扱等に関するQ & A

Ver. 10

赤字で記載しているものが今回の改訂により追加等した項目です。

令和7年3月28日時点版
厚生労働省年金局

内容

1	制度の概要について	2
1.A	支給期間、支給額及び支払について	2
1.B	支給要件等について	4
1.C	不該当について	5
2	窓口受付事務について	6
2.A	申請書の受付について	6
2.B	未支払請求について	8
2.C	諸変更について	8
2.D	受付簿等について	9
2.E	請求書（はがき型）について	9
3	所得情報等確認事務について	10
3.A	所得情報等の提供について	10
3.B	所得の計算方法について	12
3.C	未申告者及び転入者について	13
3.D	20歳前障害基礎年金の処理について	13
3.E	所得状況届について	14
3.F	公用照会について	15
3.G	障害者控除について	15
3.H	同一生計配偶者の取扱いについて	16
4	その他	16
4.A	処理結果について	16
4.B	広報全般について	16
4.C	DV・虐待等被害者の所得情報等の提供について	16

(略語一覧)

「法」：年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律 102 号）

「経過措置政令」：年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 211 号）

「政令」：年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）

「省令」：年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 151 号）

「機構」：日本年金機構

「請求書（はがき型）」：給付金のターンアラウンド請求書

「給付金」：年金生活者支援給付金

「老齢給付金」：老齢年金生活者支援給付金

「補足的老齢給付金」：補足的な老齢年金生活者支援給付金

「障害給付金」：障害年金生活者支援給付金

「遺族給付金」：遺族年金生活者支援給付金

「J-LIS」：地方公共団体情報システム機構

「既受給者」：毎年 4 月 1 日における給付金の受給者

「受給候補者」：毎年新たに給付金の支給対象となり得る者

「給付金受給者等」：法第 36 条第 1 項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（給付金の既受給者と受給候補者）

「所得情報等」：「前年の所得の情報」及び「同一世帯の世帯員に係わる情報」

1 制度の概要について

1. A 支給期間、支給額及び支払について

1. A. ① 補足的老齢給付金の額の算定方法について、算定式では納付基準額に保険料納付済期間を乗ずる式があるが、全額免除及び一部免除期間の場合は算入されないということか。

【回答】

補足的老齢給付金の算定においては、免除期間の算入はしません。

1. A. ② 老齢給付金及び補足的老齢給付金の対象所得額について、受給者の前年所得額が所得基準額と同額であった場合は老齢給付金の対象となるということか。

【回答】

貴見のとおりです。

1. A. ③ 老齢給付金の額の免除部分の計算式について、1/4 免除期間は「免除期間×1/12」と示されている。1/2 免除期間や3/4 免除期間の部分の計算式はどのようになるのか。

【回答】

免除期間については、1/4 免除期間のみ1/12で計算することとなります。(全額免除期間、1/2 免除期間及び3/4 免除期間は1/6として計算します。)

1. A. ④ 年金の裁定請求手続きを行う際に、あわせて給付金の認定請求の手続きを行った場合は、いつから支給の対象になるのか。

【回答】

給付金は原則、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給の対象となりますが、老齢基礎年金等の受給権を有するに至った日から起算して3ヵ月以内に老齢給付金等の認定請求が行われた場合は、老齢基礎年金等の受給権を有するに至った日に老齢給付金等の認定請求が行われたとみなされ、遡って支給されます。

1. A. ⑤ 給付金の額が数百円といった少額になるケースも想定されるが、そのような場合、偶数月の支払いではなく、年に1回のみ支払うのか。

【回答】

少額であっても年金と同様、原則偶数月の支払いとなります。

1. A. ⑥ 老齢給付金の所得基準額及び補足的老齢給付金の所得基準額については、物価スライド等の調整は発生しないのか。

【回答】

所得基準額は政令で定めることとされ、老齢基礎年金の満額を勘案して定められています。当該所得基準額の改定を伴う政令改正について、改定がある場合は、別途お知らせします。

※ 令和6年10月から令和7年9月までの老齢給付金の所得基準額は

昭和31年4月2日以後生まれの方

老齢給付金…789,300円以下

補足的老齢給付金…789,300円を超え889,300円以下

昭和31年4月1日以前生まれの方

老齢給付金…787,700円以下

補足的老齢給付金…787,700円を超え887,700円以下

となります。

1. A. ⑦ 既受給者が年の途中で転入してきた場合、次年の支給要件の判定に用いる所得確認が前住所地等で必要となり、支給要件の判定に時間を要することとなるが、判定結果が12月の支払いに間に合わない場合は、支給を一時停止し、その後、支給対象だったことが判明した場合は翌年1月に臨時支給となる認識でよいか。

【回答】

貴見のとおりです。国保中央会ルートで所得情報等を取得できなかった者については、機構においてマイナンバーを活用した情報連携により所得情報等を確認します。それでもなお、所得情報等の確認ができなかった場合は、本人宛てに所得情報等の確認を行いますので、その判定に時間を要した場合は、翌年1月以降のお支払になる場合があります。その場合においても、給付金は、支給要件に該当した月分（令和3年度以降については10月分）から支給されます。

1. A. ⑧ 給付金は年金の支給額に加算して支払われるのか。

【回答】

給付金は、年金と同じ口座に、同日に、別々に振り込まれます。

1. A. ⑨ 令和5年度の年金額改定において、新規裁定者と既裁定者の老齢基礎年金の満額が異なったことにより、令和7年度についても生年月日によって老齢基礎年金の満額が異なるが、老齢給付金の金額に影響があるのか。

【回答】

老齢給付金の金額は①保険料納付済期間に基づく額と②保険料免除期間に基づく額の合計額となっております。②保険料免除期間に基づく額の計算式において、保険料免除期間に乘ずる金額は老齢基礎年金の額に応じて変動し、令和7年度は以下ようになります。

・昭和31年4月2日以後生まれの方

保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,551円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,775円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）

・昭和31年4月1日以前生まれの方
保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,518円、保険料1/4免除期間は5,759円

【具体例】納付済月数が240ヶ月、全額免除月数が60ヶ月の場合

・昭和31年4月2日以後生まれの方

$$\textcircled{1} \quad 5,450 \text{円} \times 240/480 \text{月} = 2,725 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 11,551 \text{円} \times 60/480 \text{月} = 1,444 \text{円}$$

$$\text{<合計>} \quad \textcircled{1} \quad 2,725 \text{円} + \textcircled{2} \quad 1,444 \text{円} = 4,169 \text{円 (月額)}$$

・昭和31年4月1日以前生まれの方

$$\textcircled{1} \quad 5,450 \text{円} \times 240/480 \text{月} = 2,725 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 11,518 \text{円} \times 60/480 \text{月} = 1,440 \text{円}$$

$$\text{<合計>} \quad \textcircled{1} \quad 2,725 \text{円} + \textcircled{2} \quad 1,440 \text{円} = 4,165 \text{円 (月額)}$$

※ ①②のそれぞれの計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げて計算します。

1.B 支給要件等について

1.B.① 当該年度は、繰下げにより老齢年金を受給していない場合などにより、給付金の支給要件に該当したものの、翌年度以降は、繰下げ受給が開始されるなど年金額の増加によって給付金の支給要件に該当しなくなるということがあるということか。

【回答】

御指摘のとおり、繰下げ受給が開始された場合などにより、加算後の年金額が所得基準額を超過する場合などはあります。

1.B.② 支給要件として、65歳以上とあるが、繰上げ請求による減額により、所得基準額以下となった受給者についても、65歳になると支給対象となるのか。

【回答】

貴見のとおりです。

1.B.③ 生活保護受給中の方も、支給要件に該当すれば給付金が支給されるのか。

【回答】

貴見のとおりです。

1.B.④ 障害基礎年金受給者で、診断書等の提出が遅れ、障害年金が差し止めになった場合、障害給付金も差し止めとなるのか。

【回答】

貴見のとおりです。

1. B. ⑤ 給付金額を計算する際の保険料納付済期間は「他の法令により保険料納付済みとみなされた期間を含む。」とあるが、どのような期間か。

【回答】

旧国民年金法及び旧厚生年金保険法などによる保険料納付済期間です。

1. B. ⑥ 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金に係る請求書については、市区町村で受付・審査等の事務を行うが、請求書を年金事務所に直接送付する場合はどのような場合か。

【回答】

厚生年金等がある者（政令第15条第1項各号で規定する法定受託事務の対象でない者）です。

1. B. ⑦ 障害・遺族給付金は、世帯員に課税されている人がいる場合においても、本人の所得要件やその他の支給要件を満たしていれば支給されるということか。

【回答】

貴見のとおりです。

1. B. ⑧ 複数の種類の基礎年金について受給権を有している者については、現在選択して実際に支給を受けている種類の基礎年金に応じた給付金が支給されるということか。

【回答】

貴見のとおりです。なお、例外的に複数の種類の基礎年金の支給を同時に受けていることにより、複数の給付金の支給要件に該当する場合であっても、いずれかひとつの給付金の支給のみを受けることとなります。

1. C 不該当について

1. C. ① 刑事施設、労役場その他のこれらに準ずる施設に拘禁されているかどうかはどのように把握するのか。

【回答】

本人からの届出によります。なお、当該届出については、適切に提出がなされるよう法務省と連携して取り組むこととしており、法務省矯正局から矯正施設の長等へ別途通知しています（「矯正施設収容中の者に対する国民年金制度に関する指導等について」の一部改正について（通知）」（令和元年9月12日付け法務省矯正第1113号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長連名通知））。

1. C. ② 新規請求時の市区町村宛ての処理結果及び本人宛ての不該当通知書には、不該当となった理由も明記して欲しい。

【回答】

不該当となった理由は、いずれにも明記されます。

1. C. ③ 既受給者が国保中央会ルートによって市区町村から提供された所得情報等提供データに基づく所得判定の結果、不該当になると、本人宛てにはいつ頃お知らせされますか。

【回答】

国保中央会ルートによって市区町村から提供された所得情報等提供データに基づく所得判定の結果、不該当となった既受給者の方には、機構から12月以降に不該当通知書が送付されます。

1. C. ④ 給付金の受給者本人が海外転出により日本国内に住所を有しなくなったことにより不支給事由に該当したときや、受給者本人や世帯員の転入等により支給要件に不該当となったときは、給付金が支給されないこととなると考えられるが、これらの者については、マイナンバーを活用した情報連携などにより機構が職権で把握を行うのか。

【回答】

前者の日本国内に住所を有しなくなったことにより不支給事由に該当したことの情報は、原則、本人からの届出により機構が把握します。後者の受給者本人や世帯員の転入等により支給要件に不該当となったことの情報については、毎年度、国保中央会ルートにより所得情報等の提供を受けることにより、原則機構が職権で把握します。

1. C. ⑤ 日本国内に住所を有しない時、老齢給付金は受給できないとあるが、日本に住民票があれば支給されるということか。（例：海外に生活基盤を移しているが、住民票が日本にある場合は支給の対象ということか。）

【回答】

住民票を国内に置いたまま海外に生活基盤を移している者などについて、年金の海外送金の実績などにより、海外在住を機構で把握できる場合は、給付金を支給しません。

2 窓口受付事務について

2. A 申請書の受付について

2. A. ① 事務処理基準の文書の取扱いで「軽微なものであって容易に補正できるもの」とあるが、市区町村の職員で補正を行える範囲を示して欲しい。

【回答】

市区町村において国民年金の事務処理と同様の取扱いをしていただくようお願いいたします。

2. A. ② 不該当と決定された者は、翌年度等に再度請求し直すことになるのか。

【回答】

不該当と決定された方が、翌年度以降に該当することとなった場合、機構から送付される請求書（はがき型）に必要事項を記入の上、郵便ポストに投函いただく方法等により、自ら認定請求をしていただく必要があります。令和7年度以降の受給候補者のうち、支給要件に該当する者には、9月頃から順次請求書（はがき型）を送付する予定です。

2. A. ③ 市区町村で請求書（はがき型）を受理進達する必要があるのか。

【回答】

請求書（はがき型）の宛先には機構の住所が印字されております。そのため、市区町村に提出される可能性は少ないと思いますが、窓口で受理された場合は、機構へ回送等していただくよう、ご協力をお願いいたします。

2. A. ④ 市区町村で受理すべき窓口想定件数（新規受付概数）はどの程度であると見込んでいるのか。窓口対応者の増員の要否等の検討のため、仕事量の増加について概算を示して欲しい。

【回答】

市区町村の窓口での受理を想定しているものは、主に、年金の新規裁定請求書に併せて提出いただく給付金の請求書（※）です。また、未支払給付金の請求書については、未支給年金の請求書と一体となった様式で提出されます。これを踏まえ、仕事量の増加について概算を見込んでください。

なお、請求書（はがき型）は返送先を機構本部としていますので、原則として市区町村での対応はありませんが、窓口で受理された場合は、機構へ回送等していただくよう、ご協力をお願いいたします。

※ 第1号被保険者期間のみを有する老齢基礎年金請求者、第1号被保険者期間等に初診日のある障害基礎年金請求者、第1号被保険者期間等の死亡を支給事由とする遺族基礎年金請求者からの給付金の請求に限る。

2. A. ⑤ 新規の老齢年金受給者に送付する年金の裁定請求案内には、給付金の請求書も同封されているのか。同封されている場合、支給要件の判定は行わず一律に同封されているのか。

【回答】

機構において、新たに65歳となる者に送付する老齢年金の裁定請求案内に、給付金の請求書も同封します。なお、特別支給の老齢厚生年金などで前年の年金収入がある者については、当該年金収入の額を確認し、補足的老齢給付金の所得基準額（約89万円）以下の者のみ請求書を同封する予定です。前年の年金収入がない者については、一律に同封します。

2. A. ⑥ 給付金の新規の請求時に、市区町村に請求書が提出され、機構に進達した際、機構が所

得情報等を把握できなかった場合は、請求者に対して、期限を定めて、所得状況届の提出を求め、再度、本人が所得状況届を提出するというフローとなっている。この場合において、1回目の提出と再度の提出で、月が跨がった場合、どちらの月に請求したこととなるのか。

【回答】

1回目の提出の受付日に請求がなされたこととなります。

2.B 未支払請求について

- 2.B.① 年金と給付金の未支給の請求権を有している人が複数いる場合は、それぞれを異なる者が受け取ることが可能か。

【回答】

未支払の給付金の請求は、年金の未支給請求と併せて行わなければならないこととして、同一の者が請求することとなります。

- 2.B.② 給付金を請求する前に受給資格者が死亡した場合、死亡した者が請求可能であった期間について、遺族が給付金を請求することは可能か。

【回答】

給付金の認定請求前に受給資格者が死亡した場合、遺族であっても給付金の請求はできません。これは、給付金の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているものではなく、法第5条等の規定に基づいて厚生労働大臣の認定を受けることによって初めて発生するためです。

※ 年金の場合は、裁定請求前に受給権者が死亡した場合であっても、未支給年金の請求が可能ですが、給付金は福祉的給付の制度であることから、年金とは異なるためご注意ください。

- 2.B.③ 給付金の請求書提出後、請求者が認定前に死亡した場合、請求の翌月から死亡までの期間は未支払給付金の対象となるのか。

【回答】

請求日の属する月の翌月から死亡日の属する月の期間までが、未支払給付金の対象となります。

2.C 諸変更について

- 2.C.① 年金の受取口座と別の口座に給付金を振り込みたいという方への対応は可能か。

【回答】

原則、年金と同一口座に振り込むこととしています。しかし、本人の特段の希望により、やむを得ず別の口座を指定する必要があるような例外的な場合は、「年金生活者支援給付金受給者受取機関変更届」により手続を行っていただくことで対応が可能です。

2.C.② 給付金の振込口座は年金の受取口座と同じ金融機関とあることから、年金の振込先金融機関の変更届を提出した場合は、給付金独自の届出は不要ということか。

【回答】

貴見のとおりです。

2.C.③ 氏名変更、住所変更等の諸変更届出については、J-LIS からの情報により既に国民年金法の事務においては省略されていると認識しているが、その情報は給付金の情報にも反映されるということか。

【回答】

貴見のとおりです。

2.D 受付簿等について

2.D.① 「年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿」とは統一様式があるのか。

【回答】

「年金生活者支援給付金関係書類受付処理簿」に統一様式はありません。
必要項目が含まれる各市区町村で作成した任意の様式にて管理してください。

2.E 請求書（はがき型）について

2.E.① 過去に給付金を受給していたが、所得超過等により支給要件に該当しなくなった後に、再度支給要件に該当した場合は改めて請求手続が必要とあるが、こうした者には請求書（はがき型）は改めて送付されないのか。

【回答】

所得情報等の照会については、法第 36 条、第 37 条及び第 39 条の規定により給付金受給者等に対して行うことが可能とされていますので、一度支給要件に該当しなくなった場合であっても、次年度において再度給付金の支給要件に該当した場合については、請求書（はがき型）を送付します。

2.E.② 繰上げ請求で 65 歳以前から年金を受給している方が 65 歳になった際には、当該者に対して機構から給付金の請求書が送付されるのか。

【回答】

65 歳到達の前月末頃に、はがき形式の請求書とリーフレットをお送りしています。

2.E.③ 請求書（はがき型）の提出が遅い場合に、市区町村は督促をどの程度行う必要があるのか。

【回答】

請求書（はがき型）は機構を提出先としています。このため、機構にて、未提出者を抽出の上、再勧奨を行います。

2. E. ④ 市区町村で年金の新規裁定請求のみを受け付けし、給付金の請求は併せて受け付けしなかった場合について、年金の裁定後に給付金の請求書（はがき型）が本人宅に届くのか。

【回答】

新規の年金受給者に請求書（はがき型）は届きませんので、**必ず、年金の新規裁定請求に併せて給付金の請求をご案内いただくよう**、ご協力をお願いいたします。

3 所得情報等確認事務について

3. A 所得情報等の提供について

3. A. ① 国保中央会ルート of 所得情報等照会について、給付金受給者等の氏名、住所、基礎年金番号等を通知するとされているが、住所と氏名だけでは突合が難しいケースがあると推測される。個人の特定はどのように行うのか。マイナンバーを併せて通知できないか。

【回答】

所得情報等データの提供における個人の特定については、まずは、基礎年金番号により突合していただき、基礎年金番号を保有していない方については、本人特定のための4情報（氏名、生年月日、性別及び住所。以下同じ。）により突合していただくようお願いいたします。この基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用（※）し、本人特定を行っていただくようお願いいたします。なお、システム上、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報による突合を行うことができない市区町村においては、本人特定に至らなかった方について、可能な範囲で、目視等により、その方が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答していただくようお願いいたします。

また、機構が提供する4情報については、住民基本台帳における表記と異なる場合があるため（例：住所情報について、住民基本台帳では「1丁目1番地1号」と表記されているが、機構が提供する情報は「1-1-1」と表記している場合。）、4情報により突合する場合は、可能な範囲で、目視等による確認もお願いします。なお、カナ氏名及びカナ住所の情報については、機構が独自に保有する情報を使用しますので、合致しないことも想定されるため、参考として用いるようお願いいたします。

（※）所得情報等の提供事務は、法第36条、第37条及び第39条の規定に基づき実施しています。なお、介護保険等の特別徴収の仕組みを活用することは、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律、同法施行令及び同法施行規則の施行に伴う事務取扱等について」（平成30年12月28日付け年管管発1228第1号厚生労働省年金局事業管理課長通知、令和7年3月28日改正）や「年金生活者支援給付金事務処理概要」（平成31年4月1日付け年

管管発 0401 第9号厚生労働省年金局事業管理課長通知の別添、令和7年3月28日改正)でもお示ししているほか、「令和3年度以降における年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定に基づく所得情報等の提供に係る事務取扱の周知について」(令和3年6月1日付け事務連絡)において、令和3年度以降においても所得情報等の提供に際しては、介護保険料等の特別徴収の仕組みを活用する旨を各都道府県介護保険主管部(局)長宛てに周知しています。

- 3.A.② マイナンバーは、データに収録されておられません。同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱いはどうするのか。

【回答】

住民登録外課税者であることが把握できている場合は、国保中央会ルートでの所得情報等の提供は「3:設定済・把握していない」を設定してください。

なお、対象者本人が住民登録外課税者である場合については、従前どおり、「3:設定済・把握していない」を設定してください。

- 3.A.③ 毎年4月1日時点での年金受給者として国保中央会ルートによる既受給者等とされている者について、照会された市区町村に1月1日時点では居住していない場合など国保中央会ルートで所得情報等が把握できない場合、その後、所得情報等はどのような方法で把握し、請求勧奨することを想定しているのか。

【回答】

国保中央会ルートでは所得情報等が把握できない場合、マイナンバーを活用した情報連携により、所得情報等を把握し、請求書(はがき型)を送付することで請求勧奨を行います。また、マイナンバー情報連携でも把握できない場合は、機構から通常の請求書及び所得状況届を本人宛て送付することで、所得情報等の把握及び請求勧奨を行います。

- 3.A.④ 国保中央会ルート及びマイナンバー情報連携により所得情報等が取得できなかった場合は、いつ頃、該当者に所得状況届を送付するのか。

【回答】

国保中央会ルート及びマイナンバー情報連携により所得情報等が取得できなかった場合は、毎年9月頃から順次、受給候補者に対しては、A4の白紙請求書と所得状況届を、既受給者に対しては、既に認定請求が行われているため、所得状況届のみをお送りします。

- 3.A.⑤ マイナンバー情報連携の本格運用はいつから開始されたのか。

【回答】

「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務取扱等について」(令和

元年6月11日付け年管企発0611第2号年管管発0611第2号厚生労働省年金局事業企画課長厚生労働省年金局事業管理課長連名通知)に記載のとおり、令和元年7月1日から年金給付関係の事務手続(給付金関係の事務手続を含む。)における住民票関係情報や地方税関係情報等の情報照会についてマイナンバーを活用した情報連携の本格運用を開始しました。

- 3.A.⑥ 所得情報等提供データは、毎年4月1日時点の世帯情報を提供するというだけでよい。また、所得情報についても、毎年4月1日時点のものでなければならないか。事後的に、税情報の更正があった場合には、どの時点の所得情報を収録するのか。

【回答】

世帯情報については毎年4月1日時点を基準日として、情報提供をお願いします。また、所得情報については、当該年度の最新のもの(例えば令和7年度であれば、令和7年度の所得情報(令和6年所得に係る情報))を使用していただくことで問題ありません。

なお、機構への情報提供後に事後的に一部の者に税情報の更正が行われた場合、改めて定期的に市区町村から報告をしていただく必要はありませんが、税情報の更正等により、支給要件に該当することとなった場合は、お客様ご自身で給付金の認定請求の手続きが必要になりますので、年金事務所に相談するようご案内ください。

3.B 所得の計算方法について

- 3.B.① 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数、同一生計配偶者の有無を(税務業務に不要のために)把握しておらず、記載できない市区町村においては、どのように対応すべきか。

【回答】

把握していない市区町村については、機構において必要に応じて対象者へ照会し、判定します。

- 3.B.② 給付開始後の所得要件として、給付金は前年あるいは前々年の公的年金等の収入金額には含まれないと考えてよい。

【回答】

給付金は障害年金や遺族年金と同様に非課税ですので、公的年金等の収入金額には含まれません。

- 3.B.③ 老齢給付金の支給要件の1つである世帯課税であるか世帯非課税であるかの別については、同世帯に課税者がいるかどうかのみで判断し、扶養については考慮する必要はないということか。

【回答】

貴見のとおりです。

3. B. ④ 障害・遺族給付金の認定に必要な所得情報に「総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額」とあるが、これはいわゆる 20 歳前障害基礎年金の認定に必要な所得情報と同じか。

【回答】

貴見のとおりです。

3. C 未申告者及び転入者について

3. C. ① 申告を行っていない者について、「未申告」として報告し、未申告者を非課税者として取り扱うとあるが、申告義務のある未申告者との区別は付けるのか。

【回答】

市区町村から未申告として情報提供をいただいた場合、機構は地方税法や各市区町村の条例において、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの前提に基づき、非課税者として取り扱います。

3. C. ② 受給者本人だけでなく判定対象となる世帯員についても未申告者については非課税者と取り扱うこととするのか

【回答】

貴見のとおりです。

3. C. ③ 申告を行っていない者について「未申告」として報告した場合、機構は給付金の支給要件の判定において、当該者を非課税者として取り扱うこととなると思われるが、後日、申告期限を超過した申告等により所得が判明し支給要件不該当の事実が判明した場合には、どのように事務が取り扱われるのか。

【回答】

申告期限を超過した申告等により所得・世帯情報の変動が生じたことについて受給者に届出義務を課する規定等は設けられていませんが、機構において、所得・世帯情報の変動の事実を実務上把握した場合には、支給要件に不該当であった期間について遡及して処分を行い、必要であれば不当利得の返還請求を行います。ここで言う機構が実務上把握したときとは、年金額が改定されたときや本人から世帯状況の変更などの申出があった時を想定しています。

3. D 20 歳前障害基礎年金の処理について

3. D. ① 20 歳前障害基礎年金の処理において、未申告者はどのように取り扱う予定か。

【回答】

市区町村から未申告として情報提供をいただいた場合、機構は地方税法や各市区町村の条例において、所得の申告義務が課されている者は適切に申告を行っているとの理解等の

下、未申告者は所得要件を満たしているものとして判定を行います。

3.E 所得状況届について

- 3.E.① 所得状況届に課税証明書をつける事務があるが、その課税証明書の手数料が免除になる根拠はあるのか。

【回答】

法に課税証明書等の手数料免除規定はありませんが、市区町村においてご判断願います。

- 3.E.② 所得状況届について、市区町村独自で発行している所得証明書、課税証明書又は非課税証明書で対応してよいか。

【回答】

所得状況届に所得証明書等を添付する場合は、市区町村独自で発行している様式で差し支えありません。

- 3.E.③ 国保中央会ルート及びマイナンバー情報連携により所得情報等を取得できなかった者については、毎年9月頃から順次、既受給者には所得状況届をお送りし、受給候補者には給付金請求書と所得状況届をお送りすることだが、いつの時点の所得情報等を用いて証明したらよいか。

【回答】

9月30日以前に所得等の証明を行う場合は、可能な限り最新の所得情報等を用いて証明してください。また、10月1日以降に所得等の証明を行う場合は、機構において毎年10月分の給付金の受給資格を判断するため、可能な限り9月30日時点の所得情報等で証明してください。なお、所得状況届に所得証明書等を添付する場合は、最新の所得情報等の証明で構いません。

- 3.E.④ 本人又は世帯員の課税台帳がないために証明をすることができない場合は、どうすればよいか。

【回答】

所得状況届の課税状況欄の「課税台帳なし」を丸で囲んで証明してください。

3.E.⑤ 18歳未満の世帯員についても非課税証明書等の添付が必要か。

【回答】

法令上、所得状況届には、「市町村民税が課されていない者である事実についての市町村長の証明書又は当該事実についての申立書」を添付することとなっています。このため、18歳未満の世帯員については、非課税証明書にかえて、「所得にかかる申立書」を添付して提出しても差し支えありません。

3.E.⑥ 1月1日時点で国外に居住していたため、所得証明書が発行できないがどのように対応すればよいか。

【回答】

所得状況届の備考欄に、国外に居住していた旨を記載していただくようご案内ください。（備考欄に記載することで「所得にかかる申立書」を省略できます。）また、国外に居住していた者が複数いた場合は、それぞれについて備考欄に記載が必要です。

3.F 公用照会について

3.F.① 公用照会は、国民年金担当を介するのではなく、各市区町村の直接の担当課（税部局など）へ送って欲しい。

【回答】

公用照会については、原則として、市区町村の国民年金担当に送付させていただきますが、市区町村において異なる送付先を希望される場合には、市区町村内で調整の上、管轄の年金事務所にご相談ください。事務処理の都合のよい方法で送付することといたします。

3.F.② 老齢給付金及び補足的老齢給付金の公用照会における様式には、世帯員の記載欄は3つしかないが、同一世帯員が3人を超える場合は任意の様式でいいのか。

【回答】

所定の事項が記載されていれば、任意の様式でも構いません。また、公用照会の様式を複数枚使用いただいても構いません。

3.G 障害者控除について

3.G.① 政令上、障害給付金及び遺族給付金の支給要件となる所得額の計算については、税法上の障害者控除の対象となる方の人数から、20歳前障害基礎年金の受給権者を除いた人数により計算することとしている。市区町村が税情報で把握しているのは税法上の障害者控除の対象となる方の人数であるため、20歳前障害基礎年金の受給権者を除く処理をせずに所得情報等を提供することで問題ないか。

【回答】

差し支えありません。機構において、必要に応じて照会を行うことを予定しています。

3. H 同一生計配偶者の取扱いについて

3. H. ① 「同一生計配偶者」、「同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）」について、把握することが困難な場合はどうするのか。

【回答】

控除対象配偶者でない同一生計配偶者については、税法上、原則、控除対象では無いため市区町村において把握することが困難な場合は、提供いただく必要はございません。機構が所得要件を上回る所得を持つ者などに絞って所得審査の対象者に対して照会を行い、同一生計配偶者の人数について把握に努めます。なお、同一生計配偶者の情報を提供できる状態になっている場合は、提供いただいて差し支えありません。

4 その他

4. A 処理結果について

4. A. ① 市区町村で受付を行った新規請求者の処理結果については、紙媒体で届くものを保管するのか。

【回答】

貴見のとおりです。

4. B 広報全般について

4. B. ① **令和7年度**については、どのような広報を行っていく予定なのか。

【回答】

令和7年度については、厚生労働省のホームページ上で年金生活者支援給付金制度についての周知広報を行い、9月頃の請求書（はがき型）の送付時期に併せ、インターネット等を活用し、周知広報を行うこととしています。また、関係機関と連携してポスターやチラシを活用した周知広報を行うこととしており、市町村においてもポスターの掲示やチラシを設置する等、受給候補者へのより確実な広報のために御協力をお願いいたします。

4. B. ② 給付金専用ダイヤルを自治体の給付金の広報に掲載してよいか。

【回答】

給付金の周知用の案内には、「給付金専用ダイヤル」(0570-05-4092) を掲載してください。

4. C DV・虐待等被害者の所得情報等の提供について

4. C. ① DV・虐待等被害者であるために支援措置を受けている方は、情報提供の対象となるのか。

【回答】

市区町村から機構へ提供いただくものは所得情報等であり、DV・虐待等被害者の居所等が

推測される情報を求めているわけではないため、法第 36 条、第 37 条及び第 39 条（法施行前においては経過措置政令第 1 条及び第 3 条）を根拠に情報提供を行っていただくようお願いいたします。また、マイナンバーを活用した情報連携により、機構が市区町村に当該者の所得情報等を照会した際に、「自動応答不可」の設定がなされているケースもあることが想定されます。この場合には、当該照会に係る者について、不開示コードの設定がなされているか否かを確認の上で、情報提供許可の操作を行うようお願いいたします。

なお、機構においても、給付金の請求者が DV・虐待等被害者である場合には、年金事務と同様に、秘密の保持の配慮などを行うこととしております。